

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月30日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【電話番号】	03 (5288) 6467
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー -
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 （平成21年12月17日から平成22年1月14日まで） 1,050億円を上限とします。 継続申込期間 （平成22年1月15日から平成23年4月15日まで） 1兆円を上限とします。 上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー -
(以下、「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型株式投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付けを取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：上限1,050億円を上限とします。

継続申込期間：上限1兆円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間：1万口 = 1万円

継続申込期間：取得申込日の翌々営業日の基準価額

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）または下記（8）申込取扱場所の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「C T Aツ」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(5) 【申込手数料】

5.25%（税抜 5.0%）を上限として販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口 = 1万円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記（8）申込取扱場所の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

取得申込みに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「分配金支払いコース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

取扱コースおよび申込単位について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初申込期間：平成21年12月17日から平成22年1月14日まで

継続申込期間：平成22年1月15日から平成23年4月15日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社（上記（8）申込取扱場所をご参照ください。）となります。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

本邦以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとし、

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）

への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンド「B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー - 」は、ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）である「B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」および国内籍証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資専用）」に投資し、信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 (通貨、有価証券先物取引等)	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

* 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

* 海外：目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* その他資産（通貨、有価証券先物取引等）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に通貨、有価証券先物取引等を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 特殊型（絶対収益追求型）：目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	ブル・ベア型
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用型
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	絶対収益 追求型
	日々	オセアニア 中南米			
その他資産 (投資信託証券(通貨、	その他 ()	アフリカ			

有価証券先物取引等)	中 近 東 (中 東)		その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変動型	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

* その他資産（投資信託証券（通貨、有価証券先物取引等））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として通貨、有価証券先物取引等へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

* 年1回：目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

* グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* ファンド・オブ・ファンズ：社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

* 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 絶対収益追求型：目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（通貨、有価証券先物取引等）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨、有価証券先物取引等））とは異なります。

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

当ファンドは、主として、ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）である「B N Yメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンド」および国内籍証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資専用）」に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

以下の内容は、主に投資する「B N Yメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンド」に関するものです。

a . C T A戦略とレラティブバリューストратジーの組合せ（ツインストラテジー）により、様々な投資環境に柔軟に対応し、収益の獲得を目指す絶対収益追求型戦略^{*}です。

* 絶対収益の獲得を追求する運用とは市場の変動に左右されないで収益を追求することを目的とした運用を指しますが、必ず収益を得ることができる運用という意味ではありません。

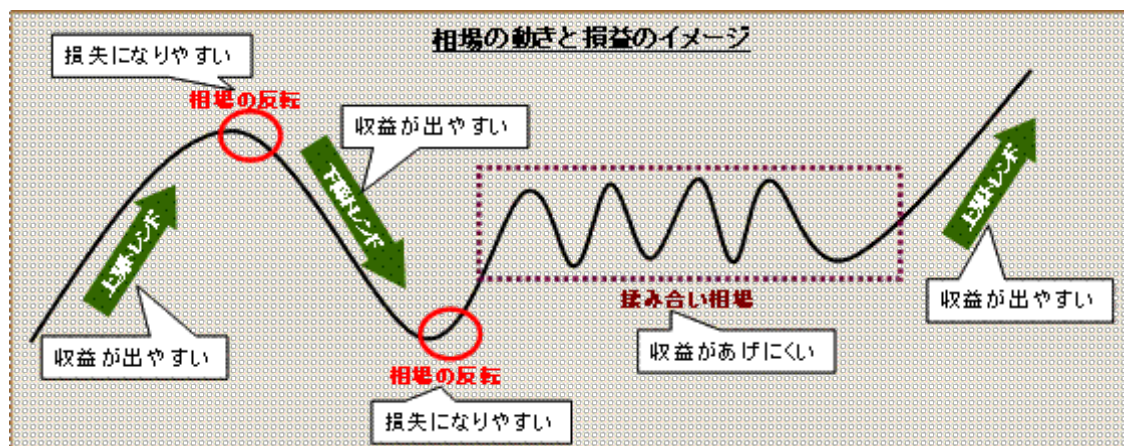
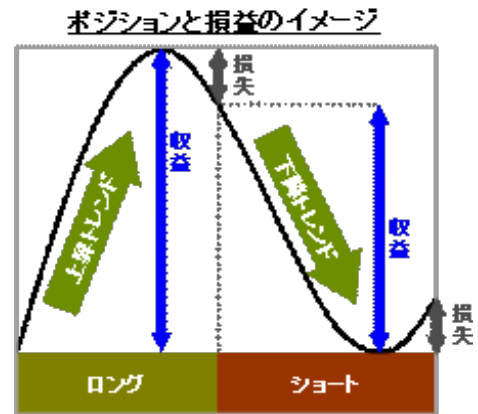
(注) 下記の解説および図は、イメージ化したものであり、実際の値動きおよび損益パターンを示すわけではありません。

CTAファンドの主な特徴

- CTAファンドは、主に先物などのデリバティブを用いて世界の株式、債券、通貨、商品などに投資します。
- CTAファンドの多くは、市場の動きを定量的に分析し、コンピュータ・モデルで運用を行います。
- 市場の上昇を予想したときはロング（買い持ち）、市場の下落を予想したときはショート（売り持ち）を行いません。
このため市場の上昇局面だけでなく下落局面でも収益の獲得を目指すことができます。
- 上昇局面でも下落局面でも、予想通りに市場が動けば収益をあげられますが、予想を外したときは損失となります。
- CTAファンドの多くが相場のトレンドに追随する「順張り」型の投資戦略（以下、「CTA戦略」とします）を採用しています。

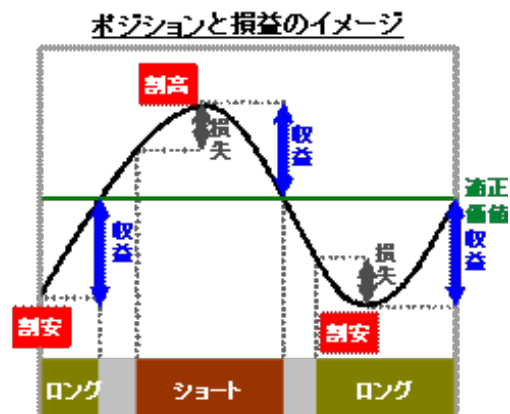
CTAファンドの売買戦略と損益の特徴

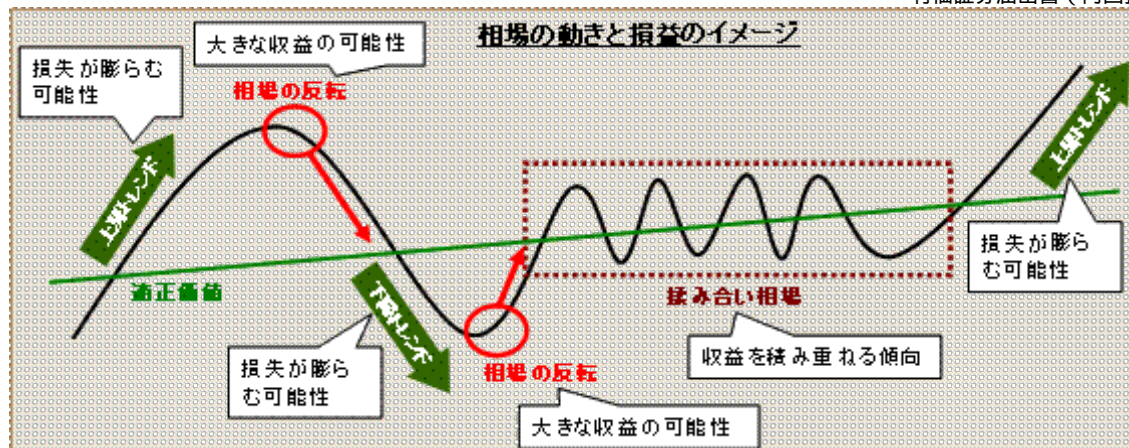
- CTAファンドの多くが相場のトレンドに追随する「CTA戦略」を採用しています。
- CTA戦略は、相場が上昇し始めるとロング（買い持ち）し、下落し始めるとショート（売り持ち）する傾向があります。
- CTA戦略は、相場のトレンドが続く時に強い一方、相場の反転時や揉み合い相場に弱い傾向があります。



反転相場と揉み合い相場に強いレティバリュー戦略

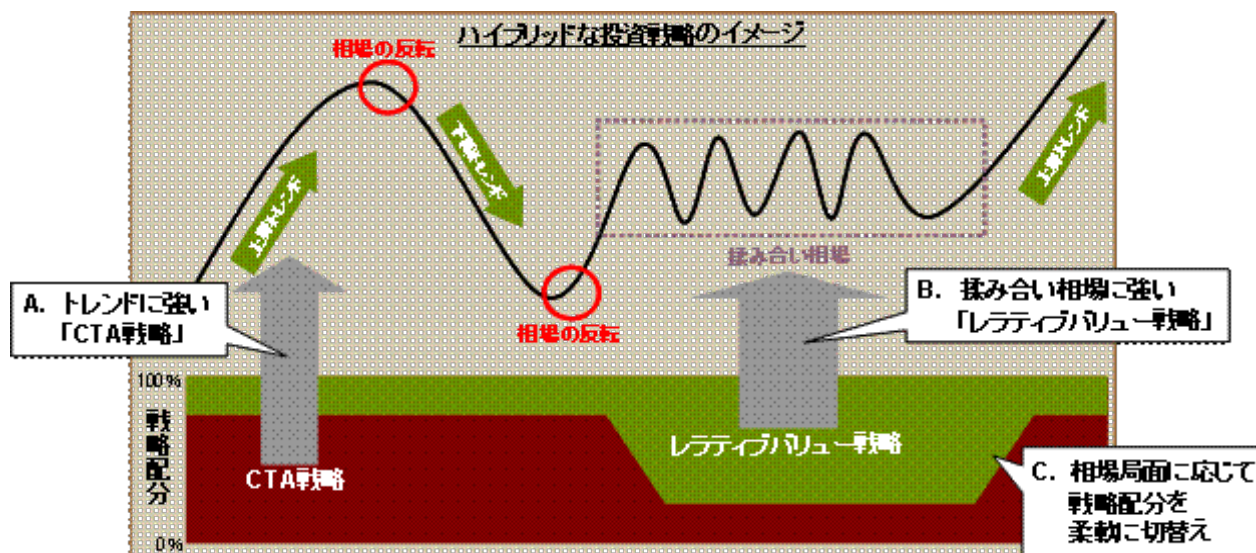
- CTA戦略と異なる損益パターンを示す戦略に、レティバリュー戦略があります。
- レティバリュー戦略は、経済理論を基に資産の「適正価値」を推定します。
- 資産の市場価格が「適正価値」に比べて割安な局面でロング（買い持ち）し、割高な局面でショート（売り持ち）します。
- 揉み合い相場では、収益を積み重ねていく傾向があります。
- 適正価値が無視されて価格が上昇し続ける、もしくは下落し続けるような局面では、大きな損失となる可能性があります。
- トレンドの反転時に、大きな収益が得られる可能性があります。





ハイブリッドな投資戦略を目指して

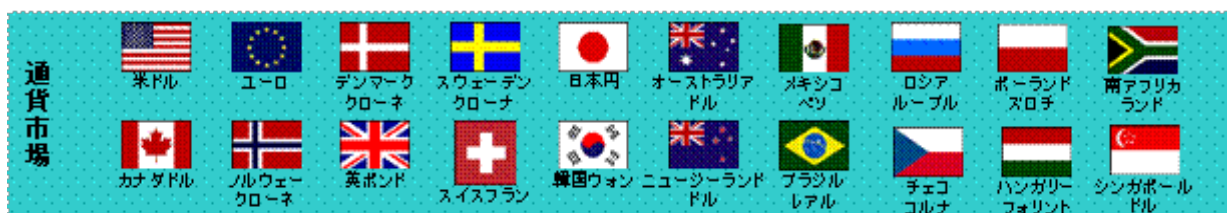
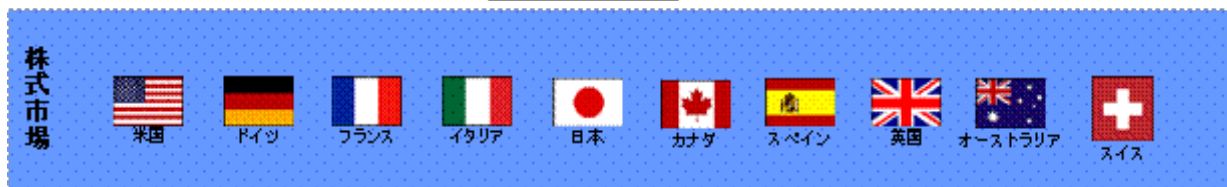
- ▶ トレンドに強い「CTA戦略」と揉み合い相場に強い「レティバリュー戦略」を組み合わせることで、様々な相場局面に対応可能な投資戦略となる可能性があります。
- ▶ ただし、単純に組み合わせると両戦略が互いの損益を打ち消しあってしまう可能性があります。
- ▶ 相場の局面を見極め、CTA戦略とレティバリュー戦略の割合を切替えていくハイブリッドな投資戦略を目指します。



- b. 投資対象ファンド^{*}を通じて、世界の株式、債券、通貨市場に幅広く分散投資します。投資の際は、主に先物などのデリバティブを積極的に活用し、買い持ちだけでなく売り持ちも行うことによってリターンを獲得を目指します。

^{*} 投資対象ファンドとは、ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）であるB N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドを指します。

投資対象国



出所:コエフィシエント・グローバル、2009年10月末現在

(注) 上記の市場に投資する際は、主に先物などのデリバティブを活用します。

また、上記投資対象は2009年10月末現在におけるものであり、変更される可能性があります。

- c. B N Yメロン・グループ^{*}傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（以下、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」ということがあります。）の独立部門“コエフィシエント・グローバル”が運用します。

^{*} B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

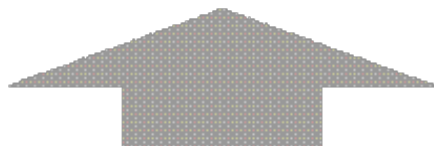
コエフィシエント・グローバルの組織

- ・ B N Yメロン・グループ傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの独立部門で、定量アプローチによる絶対収益追求型戦略に特化しています。
- ・ スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントがトレーディング、コンプライアンスなどの各機能をサポートしています。



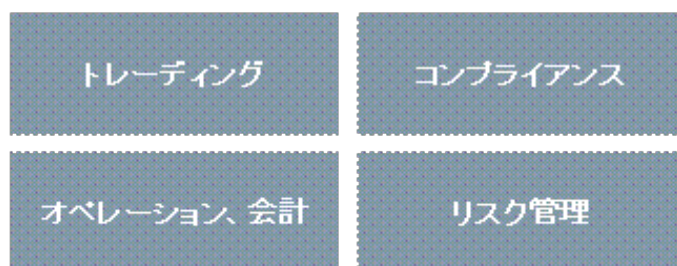
運用最高責任者
ポートフォリオ・マネージャー

アナリスト



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

- 本社: マサチューセッツ州ボストン
 - 1933年設立
 - 総運用資産: 621億米ドル (約5.6兆円) *
 - 債券と絶対リターン運用のスペシャリスト
- (出所: スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント、2009年9月末現在)
* 1米ドル=90.21円で換算



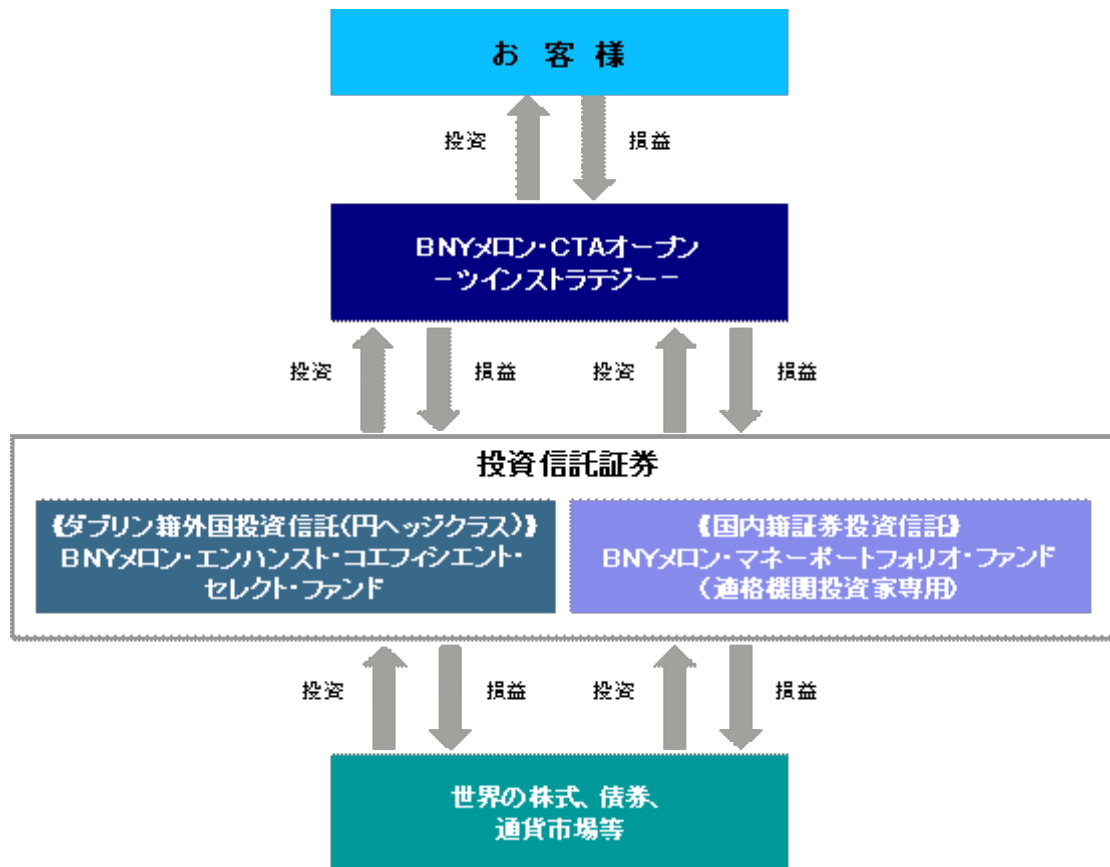
- d . 買付け、換金のお申込みは、原則毎営業日*可能な国内籍株式投資信託です。
* ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日を除きます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、証券投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を当ファンド（B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー - ）にて取りまとめ、その資金を投資対象である証券投資信託（B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドおよびB N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用））に投資をし、実質的な運用を各証券投資信託で行う仕組みです。

当ファンドの仕組み

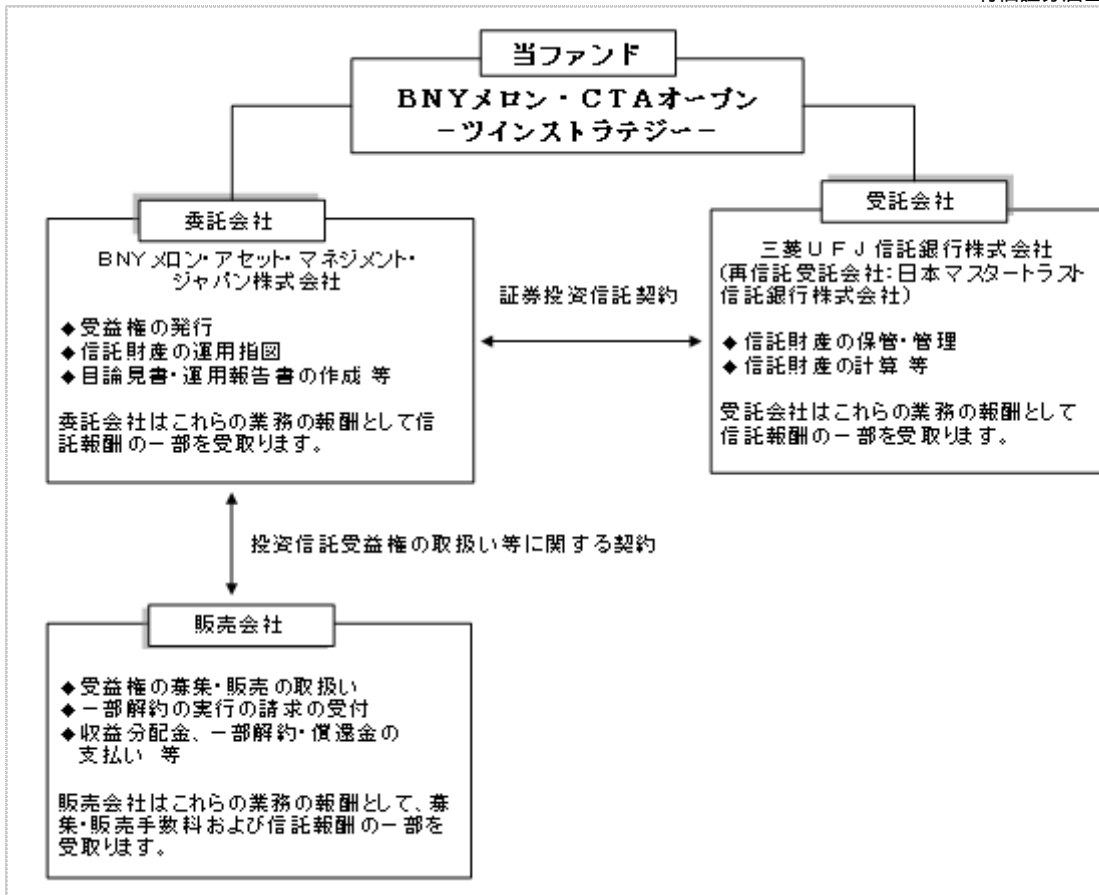


ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a . BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b . 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。
- c . 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 名称

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

b. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階

c. 資本金の額（平成21年10月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立

平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号

平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号

平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更

平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号

平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号

平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（平成21年10月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】**投資方針**

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。

運用方法**a．投資対象**

ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）である「BNYメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」および国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

b．投資態度

1. BNYメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドの組入比率は高位を保つことを基本とします。
2. BNYメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドにおいては、CTA戦略やレラティブバリュ戦略などを組み合わせた運用を行うことを通じて、絶対収益を追求することにより、信託財産の中期的な成長を目指します。
3. BNYメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドにおいては、米国債などの短期金融資産に対する投資を行うとともに、株式、通貨、債券など世界の様々な市場の先物等のデリバティブ取引を主な投資対象とします。また、先物等のデリバティブ取引は、買い持ちだけでなく売り持ちも積極的に行うことによってリターンの獲得を目指します。
4. 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】**投資対象とする資産の種類**

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）である「BNYメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」受益証券および国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券のほか、次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による例外的な運用指図

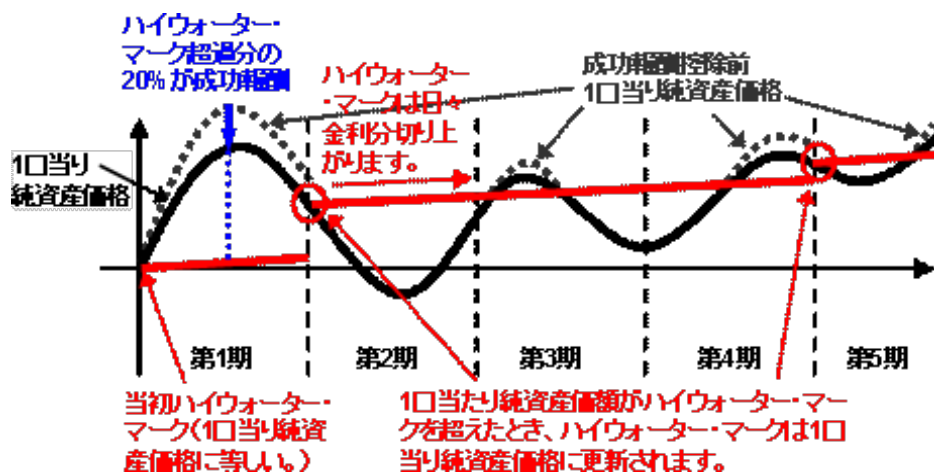
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要（平成21年10月末現在）

1. B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド

ファンド名	B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド
商品分類	ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス） * 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズから取得される投資比率に制限はありません。
投資方針	定量モデルを用い、C T A戦略やレラティブバリュエーション戦略などを組み合わせた運用を通じて絶対収益を追求することにより、し信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	米国債などの短期金融資産への投資を行なうとともに、株式、通貨、債券など世界の様々な市場の先物等のデリバティブ取引を主な投資対象とします。
投資態度	米国債などの短期金融資産に対する投資を行うとともに、株式、通貨、債券など世界の様々な市場の先物等のデリバティブ取引を主な投資対象とします。 先物等のデリバティブ取引は、買い持ちだけでなく売り持ちも積極的に行うことによってリターンの獲得を目指します。（デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。） 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
当初設定日	2008年（平成20年）4月14日
決算日	12月31日
収益分配	原則として、分配は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して年率1.5% 運用実績が一定の水準（ハイウォーター・マーク）を上回っている場合、信託報酬に成功報酬が加算されます。 * 成功報酬額は、成功報酬控除前1口当たり純資産価格がハイウォーター・マークを超過した場合に、超過部分の20%となります。超過しない場合、成功報酬は発生しません。 * 成功報酬は日々純資産価格から控除されますが、実際に成功報酬が発生するのは換金時および期末時点です。 * ハイウォーター・マークは、直近の期末時点のハイウォーター・マークに金利分を加算（1ヵ月円L I B O Rを参照）して算出されます。期末時点での純資産価格がハイウォーター・マークを超過していた場合、期末時点の純資産価格がハイウォーター・マークとなります。

(ご参考) ハイウォーター・マークの考え方



信託財産留保額	ありません。
その他の費用	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの管理報酬、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する費用、信託事務の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息等も負担します。
運用会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

2. B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）
商品分類	適格機関投資家私募 / 契約型 / 追加型株式投資信託（国内 / 債券） （F O F専用）
主要投資対象	「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。 マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
当初設定日	平成22年1月12日（月）
信託期間	無期限
決算日	年1回（原則として毎年1月17日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配方針に基づいて、分配を行います。
申込手数料	ありません。
信託報酬率	0.0315%（税抜0.03%）～0.1575%（税抜0.15%）

委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(参考) BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド

ファンド名	BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド
主要投資対象	主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）を投資対象とします。
投資態度	<p>主として、本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。</p> <p>外貨建資産については、原則としてフルヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p>

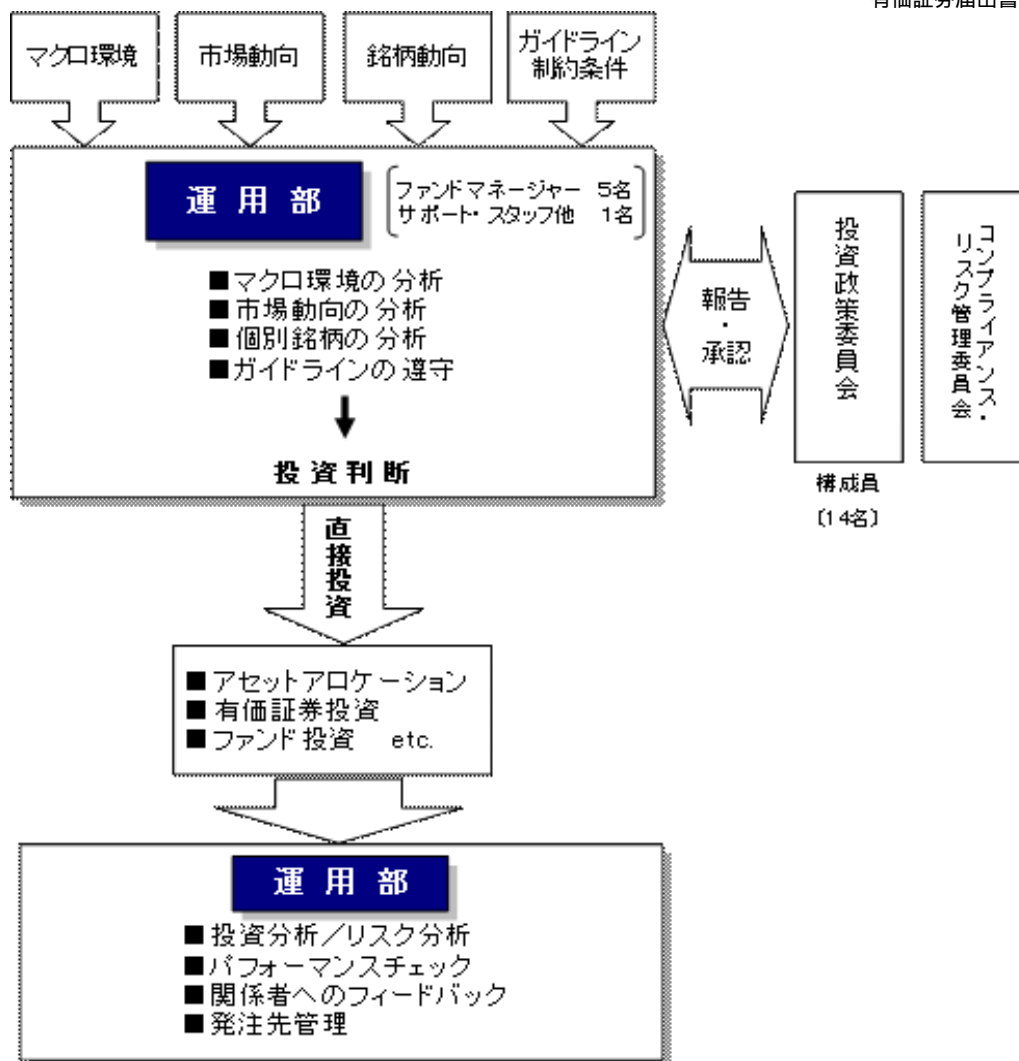
(3) 【運用体制】

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。その一つである投資信託証券の運用は、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」の独立部門である「コエフィシエント・グローバル」が行います。

委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、当ファンドの運用計画案の審議を行うとともに、当ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

(後記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



- a. 運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成および発注状況の管理等を実施します。
- f. 必要に応じて当ファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的実施します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会運営規程
- ・ファンド・マネージャーサービス規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力

等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）コエフィシエント・グローバル

当ファンドの実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。その投資信託証券の一つである「BNYメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンド」の運用は、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」の独立部門である「コエフィシエント・グローバル」が行います。

「コエフィシエント・グローバル」は、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」の運用部門の一つで、定量アプローチによる絶対収益追求型戦略に特化しています。

（4）【分配方針】

収益分配方針

年1回の決算時（原則として毎年1月17日。休業日の場合には翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います

収益分配金のお支払い



収益の分配方法

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日

に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a . 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- b . 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- c . 株式への直接投資は行いません。
- d . 外貨建資産への直接投資は行いません。
- e . デリバティブの直接利用は行いません。

信託約款上のその他の投資制限

a . 公社債の借入れ

- 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- 2 . 上記1 . の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3 . 信託財産の一部解約等の事由により、上記2 . の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4 . 上記1 . の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

b . 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

c . 再投資の指図

委託会社は、上記b . の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

d . 資金の借入れ

- 1 . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2 . 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3 . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4 . 借入金の利息は信託財産中より支払います。

e . 受託会社による資金の立替え

- 1 . 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- 2 . 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- 3 . 上記1 . および2 . の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によ

り、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、主として国内外の投資信託証券に投資しますので、投資する投資信託証券の価額の変動等により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項には、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

投資信託の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

金利変動リスク

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、公社債等の価格が下落するリスクがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

ロング・ショート戦略によるリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、ロング・ショート戦略による運用を行います。この戦略は必ず収益を得ることができるというものではなく、損失が発生する場合があります。ロング（買建て）した資産の価格が下落した場合、またショート（売建て）した資産の価格が上昇した場合には、基準価額の下落につながる可能性があり、ショートの場合は想定以上に損失が膨らむこともあります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主として有価証券、金利関連のデリバティブに投資します。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

デリバティブ取引の相手方に対する信用リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、デリバティブ取引を行います。これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。その際、他の相手方と同等のポジションを再構築するため、コストがかかり、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

期限前償還リスク / 期限延長リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、期限前償還リスクを有する債券への投資を行います。期限前償還とは、予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいいます。一般に、金利低下局面においては、ローンの借り換えの増加等を背景に期限前償還が増加する傾向があり、その際には、より低い金利で再投資することを余儀なくされるため、不利益を被ります。一方、金利の上昇局面においては、ローンの借り換えの減少等を背景に、期限前償還が予想以上に減少する可能性があります。期限前償還の影響を受ける債券は、その減少により残存期間が長期化する傾向があるため、金利が上昇するほど、値動きの幅が大きくなる場合があります。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよび投資対象ファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよび投資対象ファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

収益分配方針にかかわる留意点

当ファンドは、計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

受託会社の信用力にかかる留意点

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

内包されるレバレッジ

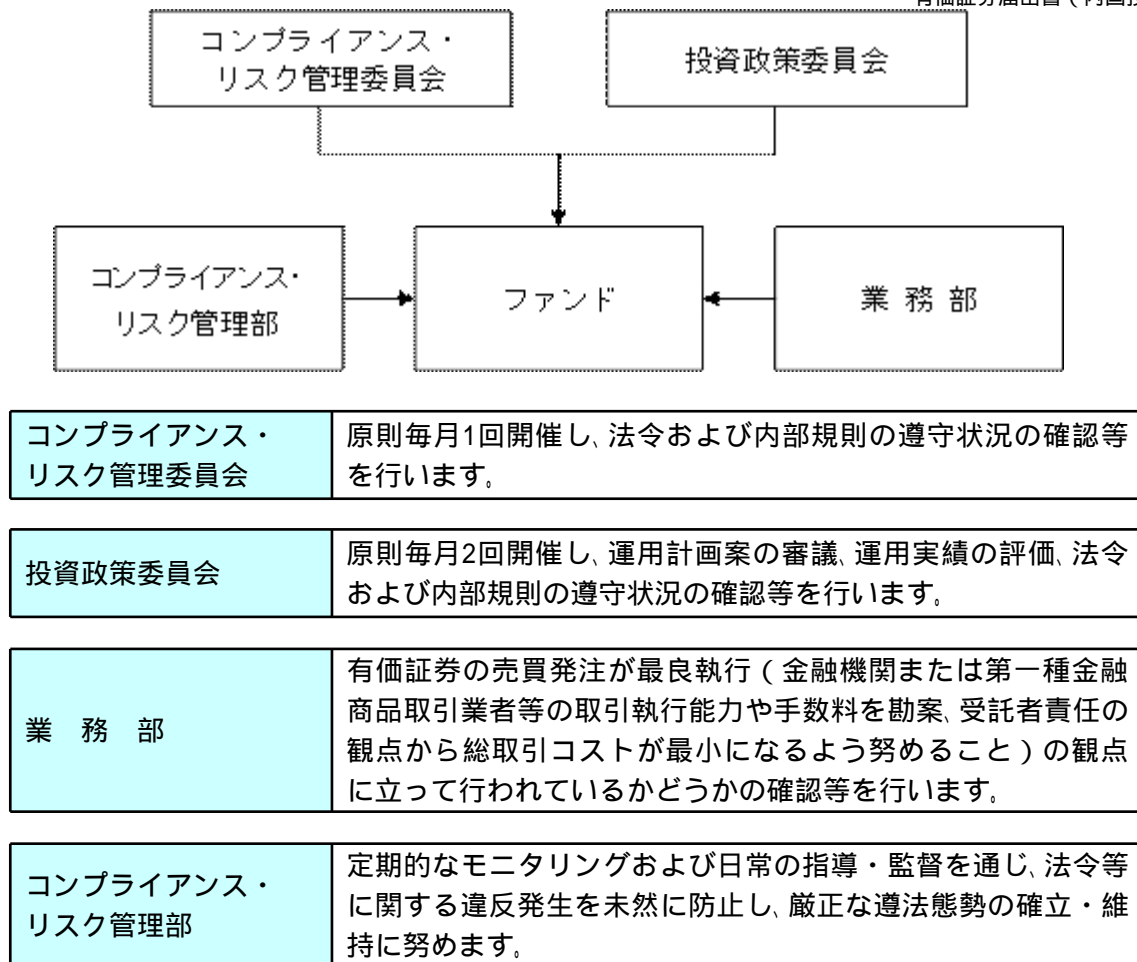
当ファンドは投資目的の資金借入は行いません。しかし、投資対象ファンドは、レバレッジをかけて先物等のデリバティブ取引を行うことが可能なため、当ファンドはレバレッジを内包しています。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

(2) リスク管理体制

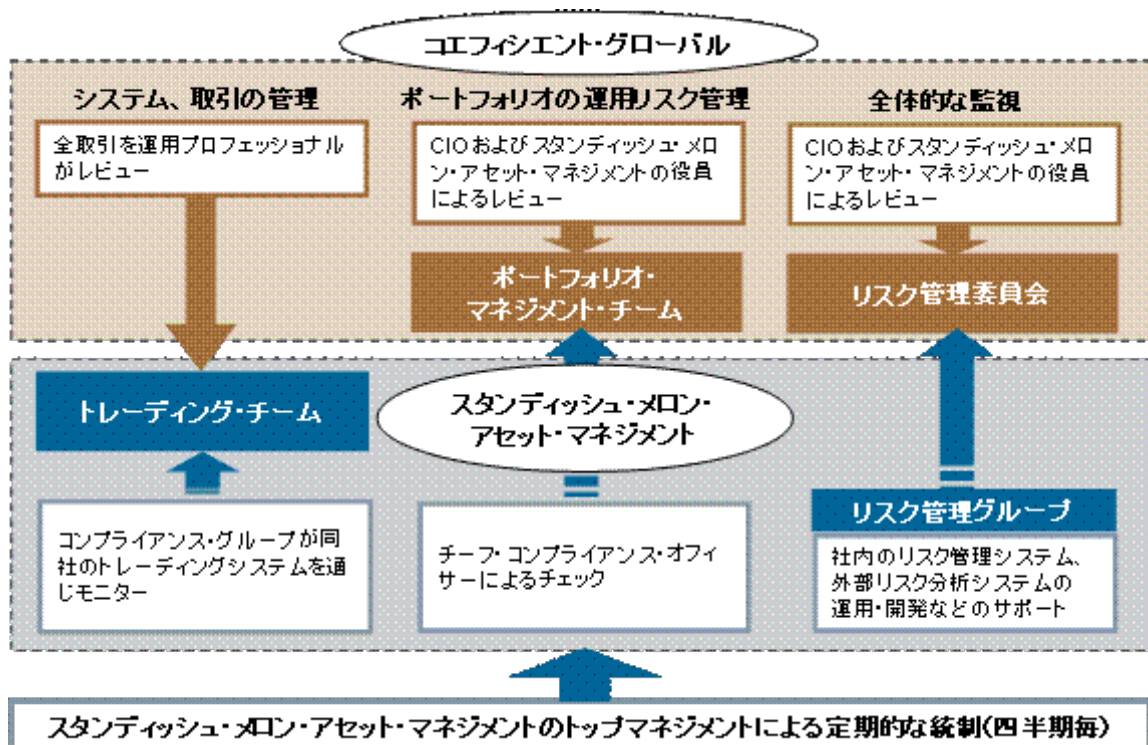
当社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり運用部門から独立した組織体制で行っています。



（注）上記の管理体制は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）コエフィシエント・グローバルのリスク管理体制

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントがトレーディング、コンプライアンスなどの各機能をサポートしています。



（注）上記の管理体制は平成21年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

5.25%（税抜 5.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「分配金支払いコース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の236.25（税抜 年10,000分の225）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
年2.3625% (税抜2.25%)	年0.42% (税抜0.40%)	年1.89% (税抜1.80%)	年0.0525% (税抜0.05%)

上記の信託報酬には、消費税等相当額が含まれております。

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の信託報酬がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

a．B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド

・・・純資産総額に対して年率1.5%および成功報酬

b．B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

・・・純資産総額に対して年率0.0315%（税抜0.03%）～0.1575%（税抜0.15%）

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年3.8625%程度（概算）となり、成功報酬により変動する場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
- ・外貨建資産の保管費用。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一

定金額にて計上するものとします。監査費用は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。

1. 法律顧問、税務顧問への報酬
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用

- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(注) この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

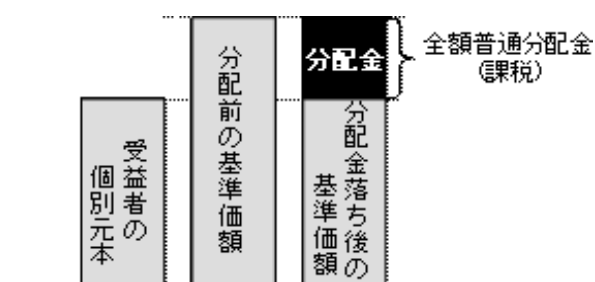
- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

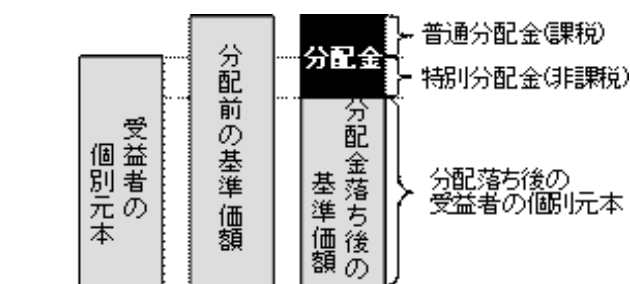
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除あり）または申告分離課税（配当控除なし）のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1. および2. の10%の税率は、平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

3. 損益通算について

- 一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。
- 平成22年1月1日以降、特定口座（源泉徴収口座）においても上場株式等の配当所得の取扱いが可能となり、一部解約時もしくは償還時の譲渡損と配当所得との損益通算ができます。

b. 法人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- 上記7%の税率は、平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。
- 益金不算入制度は適用されません。

（参考）個人の受益者に対する課税

以下は個人の受益者の場合の税率です。法人の場合は税率等が異なります。

時期	項目	税金	
		平成21年1月1日から 平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配時	所得税および 地方税	普通分配金に対して 10% (所得税7%、地方税3%)	普通分配金に対して 20% (所得税15%、地方税5%)
換金時 (解約請求)	所得税および 地方税	解約時の差益に対して 10% (所得税7%、地方税3%)	解約時の差益に対して 20% (所得税15%、地方税5%)

償還時	所得税および 地方税	償還時の差益に対して 10% (所得税7%、地方税3%)	償還時の差益に対して 20% (所得税15%、地方税5%)
-----	---------------	---------------------------------	----------------------------------

(注) 「課税上の取扱い」の内容は平成21年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドは平成22年1月15日に当初の設定を行う予定です。したがって届出書提出日現在、記述する運用状況は存在していません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月17日から平成22年1月14日までです。

継続申込期間は、平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受け付けは原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益権の申込み

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）とします。

分配金支払いコースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

分配金再投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿へのあらたな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受け取りを取消することができます。

金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。

(2) 換金（解約）手続等

換金（解約）の受付

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとし、
- b. 委託会社は、上記 a. の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、
一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- c. 上記 b. の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌々営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

解約受け付けの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け取りを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け取りを取消することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

7【管理及び運営の概要】

（1）資産管理等の概要

資産の評価

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記 その他 a . に該当する場合には、信託は終了します。

計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月15日）から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記 その他 a . に定める信託期間の終了日とします。

その他

a . ファンドの解約または償還条件等

1. 信託契約の解約

イ 委託会社は、信託期間中において、以下の事由が生じたときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ・この信託の受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

上記の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ロ 委託会社は、上記イの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

ホ 上記ロからニまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同

意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記口から二までに規定するこの信託契約の解約の
手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記b.3.の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

b. 信託約款の変更

1. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、下記の規定にしたがって信託約款を変更します。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は下記3.以降の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

2. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3. 委託会社は、上記1.および2.の事項（上記2.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限る。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

4. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じ、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

6. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

7. 上記3.から6.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

8. 上記2.から7.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

d. その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

e. 運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売

買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

(2) 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、いつでも受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

信託契約の解約または重大な約款の変更等に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドの運用は、受益権の取得申込終了後、平成22年1月15日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

当ファンドの会計監査は、あずさ監査法人により行われ、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、当ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成に当たっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請

求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を「請求目論見書」として作成しております。

また、請求目論見書の内容はEDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETWORKの略で、「金融所品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じて有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成22年1月15日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月17日から平成22年1月14日までです。

継続申込期間は、平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（2）受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「分配金支払いコース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）とします。

分配金支払いコースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額をお支払いいただきます。

分配金再投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差しかせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿へのあらたな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（3）取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付した取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌々営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受付けの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(4) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「C

「TAツ」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00 土、日、祝日除く）
ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

（3）【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記（5）その他 に該当する場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月15日）から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記（5）その他 ファンドの解約または償還条件等に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a．信託契約の解約

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託にかかる受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

b．監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命

じたときは、この信託は下記 c . の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

- 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、下記の規定にしたがって信託約款を変更します。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は下記 c . 以降の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 委託会社は、上記 a . および b . の事項（上記 b . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限る。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 上記 c . から f . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 上記 b . から g . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

b. 受託会社は、上記 a. に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a. に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、いつでも受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの運用は、平成22年1月15日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) 当ファンドの会計監査は、あずさ監査法人により行われ、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、当ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】
該当事項はありません。
- (2)【損益及び剰余金計算書】
該当事項はありません。
- (3)【注記表】
該当事項はありません。
- (4)【附属明細表】
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

- 【純資産額計算書】
該当事項はありません。

第5【設定及び解約の実績】

- 該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年10月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成21年10月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

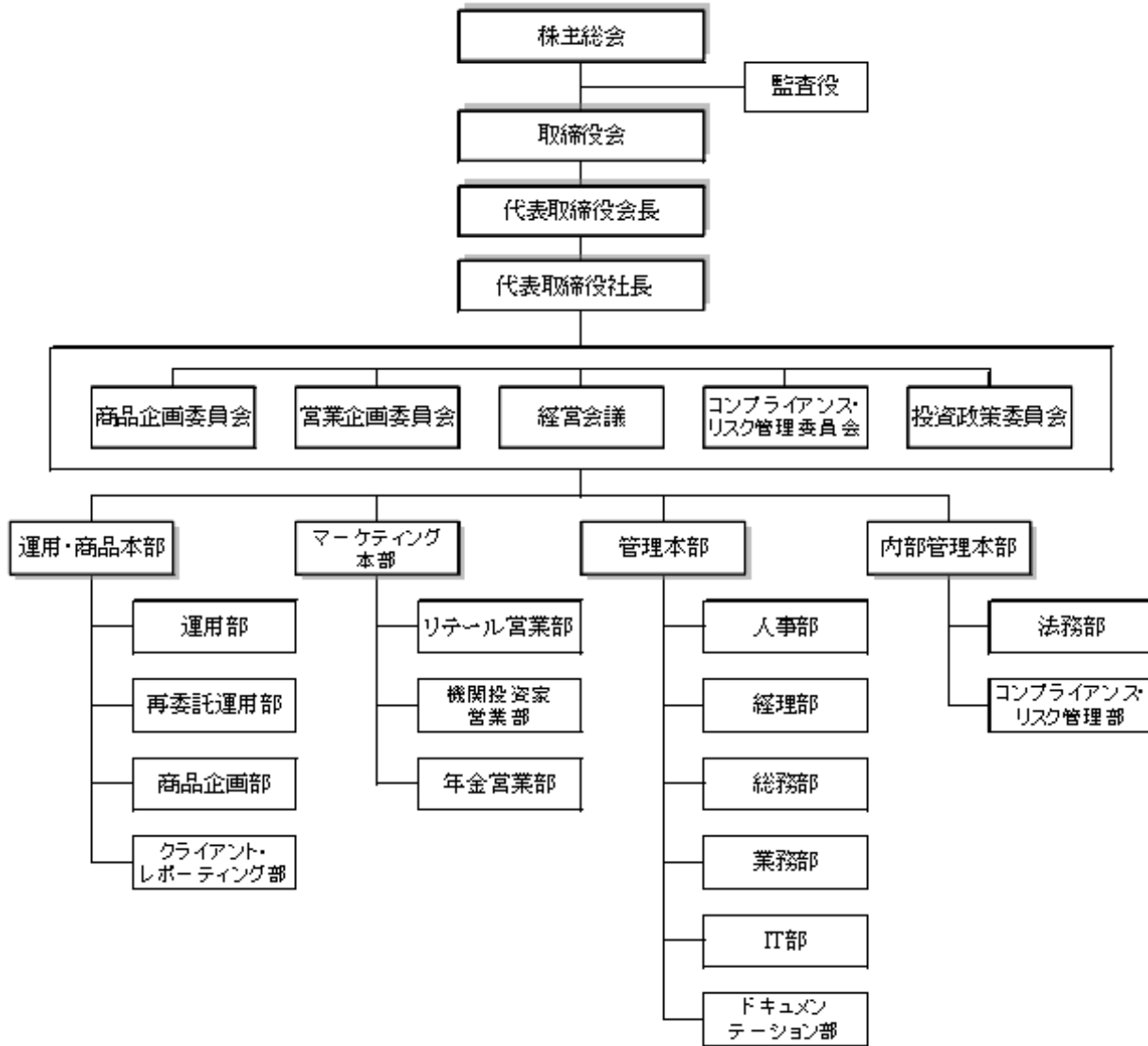
取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

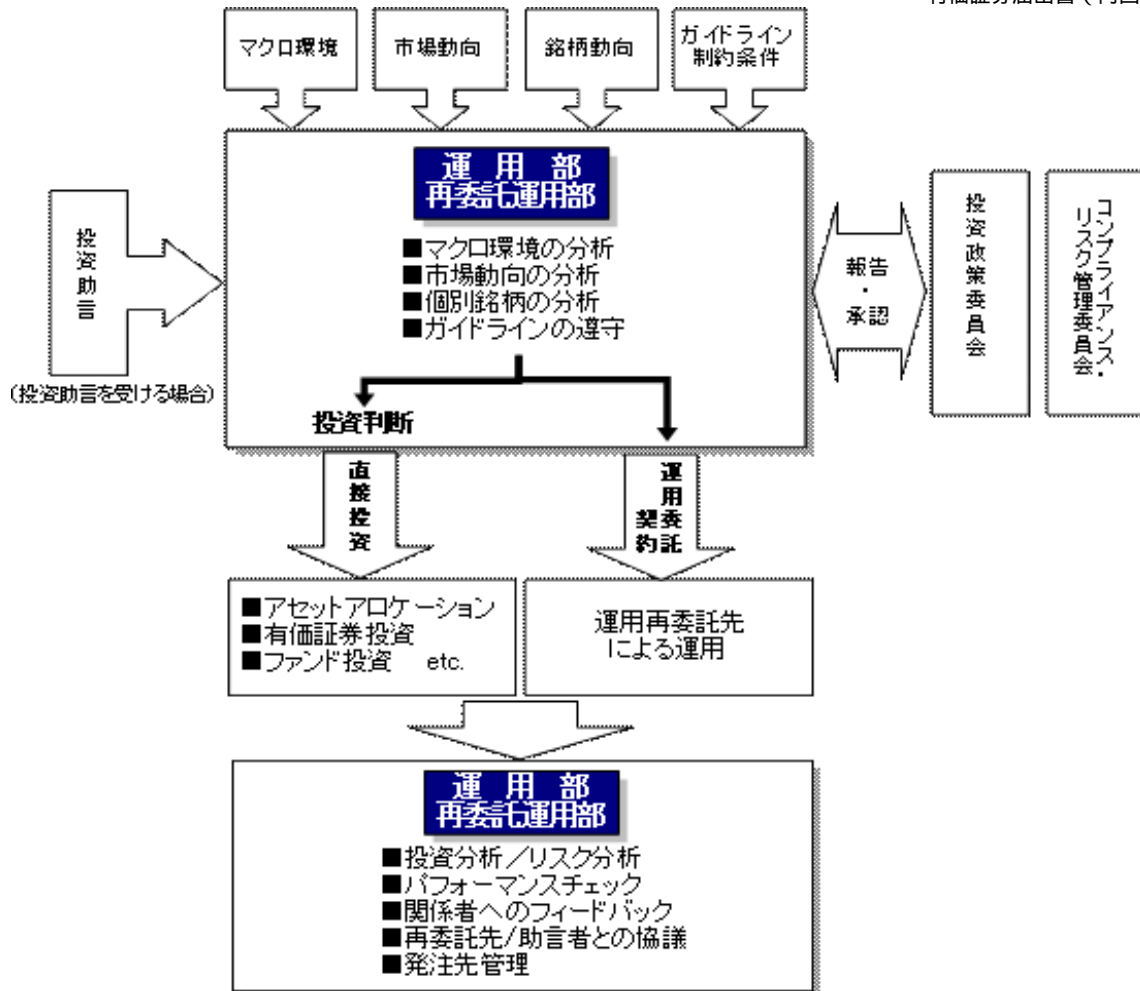
業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成21年10月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	12	46,165
追加型株式投資信託	7	44,824
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	591
単位型公社債投資信託	3	750
私募証券投資信託	24	164,735
合計	36	210,900

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,013,621	5,536,934
未収委託者報酬	311,381	177,903
未収運用受託報酬	*3 1,358,558	665,332
未収収益	73,406	44,578
未収入金	10,200	-
未収還付法人税等	-	144,167
前払費用	28,912	35,134
仮払金	6,897	6,663
繰延税金資産	85,147	33,546
流動資産計	6,888,124	6,644,261
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 91,810	77,120
器具備品	*1 71,692	51,471
リース資産	*1 -	3,915
有形固定資産計	163,503	132,506
無形固定資産		
ソフトウェア	*2 18,664	27,786
電話加入権	228	228
建設仮勘定	5,000	-
無形固定資産計	23,893	28,015
投資その他の資産		
長期差入保証金	139,858	140,003
預託金	25,200	75
投資有価証券	292,661	269,879
繰延税金資産	35,362	54,555
投資その他の資産計	493,081	464,513
固定資産計	680,478	625,035
資産合計	7,568,603	7,269,297
負債の部		
流動負債		
未払金	49,437	17,151
未払費用	1,221,420	667,350
預り金	8,928	5,140
仮受金	23,104	11,739
未払法人税等	346,429	-
未払消費税等	54,257	23,046
賞与引当金	134,742	101,935
リース債務	-	850
流動負債計	1,838,321	827,214
固定負債		
役員退職慰労引当金	33,329	21,583
退職給付引当金	46,237	82,371
リース債務	-	3,260
固定負債計	79,566	107,215
負債合計	1,917,888	934,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000

資本剰余金計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,165,067	4,862,732
利益剰余金計	4,165,067	4,862,732
株主資本計	5,655,067	6,352,732
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,352	17,864
評価・換算差額等計	4,352	17,864
純資産合計	5,650,714	6,334,868
負債・純資産合計	7,568,603	7,269,297

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,762,061	3,326,877
運用受託報酬	*2 8,713,702	3,587,588
その他営業収益	339,083	241,872
営業収益合計	12,814,847	7,156,338
営業費用		
支払手数料	621,120	724,318
広告宣伝費	47,394	33,562
公告費	112	1,156
調査費	6,750,872	3,367,261
委託計算費	60,594	55,598
営業雑経費		
通信費	12,533	11,363
印刷費	22,662	19,760
協会費	9,894	11,107
その他の営業雑経費	21,928	7,346
営業雑経費合計	67,019	49,578
営業費用合計	7,547,113	4,231,475
一般管理費		
給料		
役員報酬	*1 66,617	111,143
給与・手当	618,935	795,234
賞与	-	4,600
給料合計	685,553	910,977
交際費	27,154	4,573
旅費交通費	62,325	37,280
租税公課	26,017	18,715
不動産賃借料	135,925	121,935
固定資産減価償却費	42,528	44,553
賞与引当金繰入額	548,262	291,925
退職給付費用	35,677	64,028
役員退職慰労引当金繰入額	5,943	4,449
退職金	-	15,150
その他の諸経費	211,058	169,224
一般管理費合計	1,780,445	1,682,815
営業利益	3,487,287	1,242,047
営業外収益		
受取利息	3,675	5,673
為替差益	-	1,056
その他	1,102	181

営業外収益合計	4,777	6,911
営業外費用		
為替差損	4,171	-
その他	14	-
営業外費用合計	4,185	-
経常利益	3,487,881	1,248,959
特別損失		
固定資産除却損	102	725
特別損失合計	102	725
税引前当期純利益	3,487,778	1,248,233
法人税、住民税及び事業税	1,309,965	508,890
法人税等調整額	146,928	41,677
法人税等合計	1,456,894	550,568
当期純利益	2,030,884	697,665

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,134,182	4,165,067
当期変動額		
当期純利益	2,030,884	697,665
当期変動額合計	2,030,884	697,665
当期末残高	4,165,067	4,862,732
株主資本合計		
前期末残高	3,624,182	5,655,067
当期変動額		
当期純利益	2,030,884	697,665
当期変動額合計	2,030,884	697,665
当期末残高	5,655,067	6,352,732
評価・換算差額等		
前期末残高	-	4,352
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,352	13,512
当期変動額合計	4,352	13,512
当期末残高	4,352	17,864
純資産合計		
前期末残高	3,624,182	5,650,714
当期変動額		
当期純利益	2,030,884	697,665
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,352	13,512

当期変動額合計
当期末残高

2,026,532	684,154
5,650,714	6,334,868

重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左

<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
------------------------	---	---

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
-	<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。また、これによる影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」（旧「投資顧問業統一経理基準の制定について」）が改正されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の報酬額は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>なお、当該変更は当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当事業年度にかかる中間会計期間は従来の方法によっております。これによる当中間財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	-

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)														
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>18,866千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>55,522千円</td> </tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>9,171千円</td> </tr> </table>	建物	18,866千円	器具備品	55,522千円	ソフトウェア	9,171千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>34,287千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>75,048千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>135千円</td> </tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>12,977千円</td> </tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債 未収運用受託報酬 264,340千円</p>	建物	34,287千円	器具備品	75,048千円	リース資産	135千円	ソフトウェア	12,977千円
建物	18,866千円														
器具備品	55,522千円														
ソフトウェア	9,171千円														
建物	34,287千円														
器具備品	75,048千円														
リース資産	135千円														
ソフトウェア	12,977千円														

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)				
<p>*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>取締役</td> <td>年額 300,000千円</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>年額 20,000千円</td> </tr> </table>	取締役	年額 300,000千円	監査役	年額 20,000千円	<p>*1 同 左</p> <p>*2 関係会社との取引 運用受託報酬 1,409,477千円</p>
取締役	年額 300,000千円				
監査役	年額 20,000千円				

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

会社が発行する株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	20,000	-	-	20,000

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

器具備品		合計	器具備品		合計																				
(千円)		(千円)	(千円)		(千円)																				
取得価額	24,924	24,924	取得価額	24,924	24,924																				
相当額			相当額																						
減価償却			減価償却																						
累計額	5,498	5,498	累計額	10,483	10,483																				
相当額			相当額																						
期末残高	19,425	19,425	期末残高	14,440	14,440																				
相当額			相当額																						
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>14,440千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,425千円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>3,939千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>3,939千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>			1年以内	4,985千円	1年超	14,440千円	合計	19,425千円	1. 支払リース料	3,939千円	2. 減価償却費相当額	3,939千円	<p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,984千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,455千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,440千円</td> </tr> </table> <p>同 左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,984千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,984千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法</p> <p>同 左</p>			1年以内	4,984千円	1年超	9,455千円	合計	14,440千円	1. 支払リース料	4,984千円	2. 減価償却費相当額	4,984千円
1年以内	4,985千円																								
1年超	14,440千円																								
合計	19,425千円																								
1. 支払リース料	3,939千円																								
2. 減価償却費相当額	3,939千円																								
1年以内	4,984千円																								
1年超	9,455千円																								
合計	14,440千円																								
1. 支払リース料	4,984千円																								
2. 減価償却費相当額	4,984千円																								
-			<p>2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法</p> <p>重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。</p>																						
-			<p>3. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>113,998千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>199,497千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>313,496千円</td> </tr> </table>			1年以内	113,998千円	1年超	199,497千円	合計	313,496千円														
1年以内	113,998千円																								
1年超	199,497千円																								
合計	313,496千円																								

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
証券投資信託受益証券	300,000	292,661	7,339

計	300,000	292,661	7,339
---	---------	---------	-------

当事業年度(平成21年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
証券投資信託受益証券	300,000	269,879	30,120
計	300,000	269,879	30,120

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>役員退職慰労引当金否認額 13,561</p> <p>退職給付引当金否認額 18,813</p> <p>賞与引当金損金算入限度超過額 54,826</p> <p>未払費用否認額 3,290</p> <p>未払事業税 27,030</p> <p>投資有価証券 2,986</p> <p>繰延税金資産計 120,509</p> <p>評価性引当額 -</p> <p>繰延税金資産の純額 120,509</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>未払費用否認 1,246</p> <p>賞与引当金 41,762</p> <p>繰延税金資産合計 43,008</p> <p>(繰延税金負債)</p> <p>未収還付事業税 9,462</p> <p>繰延税金負債合計 9,462</p> <p>繰延税金資産の純額 33,546</p> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>退職給付引当金 33,516</p> <p>役員退職慰労引当金 8,782</p> <p>投資有価証券 12,256</p> <p>繰延税金資産合計 54,555</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.7</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額 0.0</p> <p>住民税均等割 0.0</p> <p>役員賞与 0.7</p> <p>交際費否認 0.3</p> <p>その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.7</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <p>法定実効税率 40.7</p> <p>(調整)</p> <p>住民税均等割 0.1</p> <p>役員賞与 3.1</p> <p>交際費否認 0.1</p> <p>その他 0.1</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.1</p>

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)

<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入していません。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理していません。</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">46,237千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">46,237千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">21,529千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">14,148千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	46,237千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	46,237千円	勤務費用	21,529千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	14,148千円	<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">44,768千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">19,260千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p>	退職給付債務	82,371千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	82,371千円	勤務費用	44,768千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円
退職給付債務	46,237千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	46,237千円																				
勤務費用	21,529千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	14,148千円																				
退職給付債務	82,371千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	82,371千円																				
勤務費用	44,768千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円																				

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション	ケイマン諸島	\$0.00	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	6,307,870	未収運用受託報酬	865,276
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国サンフランシスコ	\$297.68	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の支払（注1）	4,494,974	未払費用	748,829
親会社の子会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド (旧会社名メロン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド)	英国ロンドン	\$121.43	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	2,053,779	未収運用受託報酬	420,514

（注1）独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(関連当事者との取引)

当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連事業者の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国 ロンドン	\$31.30	資産運用業務	(被所有)間接100%	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入(注1)	1,409,477	未収運用受託報酬	264,340

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の支払(注1)	1,769,779	未払費用	319,140
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (旧会社名 メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション)	米国 ケイマン諸島	\$0.00	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入(注1)	1,818,376	未収運用受託報酬	303,847

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)		当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	355,390円86銭	1株当たり純資産額	398,419円38銭
1株当たり当期純利益	127,728円60銭	1株当たり当期純利益	43,878円33銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		同 左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	2,030,884	697,665
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,030,884	697,665
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）

資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、
明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称：大和証券株式会社

資本金の額：100,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの愛称、形態および委託会社の名称を記載することがあります。
- (2) 目論見書に届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中の「第1 ファンドの状況」および第四部「特別情報」中の「第1 委託会社等の概況」ならびに「第2 その他の関係法人の概況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として冒頭に記載することがあります。
- (3) 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書）に信託約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、同書本文第二部「ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項および以下の趣旨の事項を記載することがあります。

「BNYメロン・CTAオープン - ツインストラテジー - 」は、「BNYメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンド」および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券を通じて世界の主要通貨や有価証券先物取引等に投資しますので、投資する投資信託証券の値動きや為替相場の変動等の影響により、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

金融機関の預金と異なり元本および利息の保証はありません。

預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

投資信託の取得の申込みを行う場合には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）により内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

- (6) 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。
- (7) 目論見書の冒頭に「投資家に確認していただきたい重要事項」として、ファンドにかかるリスクならびに手数料等について記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月2日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。